

## 静岡市医療安全支援センター設置要綱

### (設置)

第1条 静岡市は、医療法（昭和23年法律第205号）第6条の13第1項の規定に基づき、医療安全支援センターを設置する。

### (センターの名称)

第2条 前条に規定する医療安全支援センターの名称は、静岡市医療安全支援センター（以下「センター」という。）とする。

### (センターの所在地)

第3条 センターの所在地は、静岡市葵区城東町24番1号静岡市保健所生活衛生課内とする。

### (センターの業務)

第4条 センターの業務は、医療法第6条の13第1項各号に規定する事務とする。

### (相談窓口の設置等)

第5条 医療に関する患者及び市民の相談等に適切に対応するため、センターに医療安全相談窓口（以下「相談窓口」という。）を置く。

2 相談窓口の業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 患者及びその家族等からの医療に関する相談、苦情、問い合わせ等への対応
- (2) 患者及びその家族又は医療機関への情報提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、医療に関する相談に関し必要な業務

3 相談窓口に、相談員として医療安全相談に関する必要な知識・経験を有する看護師等の職員を置く。

### (雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第6条から第10条までの規定は、同年6月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。